

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法とは、



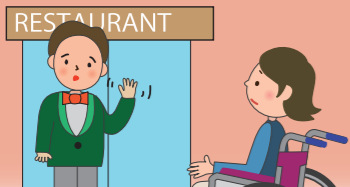
しょうがい りゆう さべつ ほうりつ
「障害を理由とする差別」をなくすための法律

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害のある人への「不当な差別的とりあつかい」と「合理的配慮の不提供」が原則禁止されます。

ふとう さべつてき
不当な差別的とりあつかい

正当な理由がないのに、障害があるということで、お店に入れてもらえないことなど、サービスなどの提供を拒否や制限をする、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



ごうりてきはいりよ ふていきょう
合理的配慮の不提供

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った、必要な工夫ややり方を相手に伝えたのに、合理的な配慮をしないことです。



こま そうだん
困ったときはご相談ください

障害を理由とする差別でお困りのときは、市役所担当窓口にご相談ください。仮にそこで解決できない場合も、その内容に応じた相談窓口を紹介いたします。



ふかやしやくしょ ふくしけんこうぶ しょうがいふくしか
深谷市役所 福祉健康部 障害福祉課
☎ 048-571-1011



しょうがいしゃさべつ
障害者差別のない
だれ あんしん くら ふかや
誰もが安心して暮らせる深谷に

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法
平成28年4月スタート



ふかやし
深谷市